

西大台地区利用適正化計画（案）の骨格と基本的考え方について

近畿地方環境事務所

本計画案は、「国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について」（環境省自然環境局長通知・平成16年1月14日付け環自国発第040114001号）に基づき、利用調整に関する各種事項について定めるものであるが、西大台に関しては、以下の点に留意し、とりまとめる。

- (1) 大台ヶ原全体の自然再生に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成17年1月、環境省）が策定されており、西大台における利用調整地区の指定については「新しい利用のあり方」推進のための施策として位置づけられている。各種事項については大台ヶ原自然再生推進計画の理念、基本方針等を踏まえた内容にする。

「森林生態系系保全再生計画」における大台ヶ原全体の再生の取組みを推進する（第7章、自然環境の再生・復元）とともに、西大台における自然ふれあいプログラムの展開については「新しい利用のあり方推進計画」を踏まえ質の高い利用を目指す（第6章、自然ふれあいプログラム）。また、モニタリング（第4章、モニタリング）について、既存のデータ等を活用した上で、利用調整地区指定の効果・影響を評価する手法を確立する。

- (2) 大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の例は全国的にも少ないことから、立入り認定の手続き（第5章）や利用適正化の方法については、基本的な考え方を定めつつ、モニタリングの結果を鑑み、計画内容の適切な見直しを行っていくものである。

このことから、認定基準等についても当面は極端な制限は行うべきで

はなく、理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。モニタリングの評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを構築していく。

さらに、立入り認定の手続き（第5章）については、指定認定機関の指定後に確定する。

第1章 背景

大台ヶ原の中で相対的に優れた森林が残されている西大台の自然の特徴及び利用の現状について総括し、保護及び利用上の課題、利用適正化の必要性について説明する。

第2章 基本方針

利用の適正化を図るための考え方を示し、実施に向けての基本方針を定める。

第3章 利用調整地区の指定

国立公園の公園計画に関する事項（利用調整地区の区域、期間等）について定める。

第4章 モニタリング

利用調整地区指定の効果、影響等の評価の仕組みについての基本的な考え方について定める。

なお、具体的なモニタリング項目等については、大台ヶ原自然再生に関する森林生態系部会、利用対策部会等における専門的検討を経て確定する。

第5章 立入り認定の手続き

利用者が利用調整地区に立入る際に必要な手続きや、認定基準などについて定める。

なお、立入り認定事務の実施方法等については、指定認定機関の指定後に確定する。

第6章自然ふれあいプログラム

「大台ヶ原自然再生推進計画」の「新しい利用のあり方推進計画」を踏まえ、西大台における利用のあり方について、基本的な考え方を示す。

なお、優良なガイド付きの立入りを推奨する観点から、ガイド推奨の仕組みなど総合的な利用メニューについて別途検討する。

第7章自然環境の再生・復元

「大台ヶ原自然再生推進計画」における各種取組みを推進する。

第8章利用施設の整備・管理

利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について必要最小限の整備の考え方を示す。

なお、具体的な施設の設置については、隣接する所有者との境界の確認後、必要性の高い箇所から順次、施設の整備を進める。